

提出日(西暦)	2021年 7 月15日
---------	--------------

品質管理システム概要書（2021年 7 月 1 日現在）

監査事務所名 清 明 監 査 法 人

代表者名 島 貫 幸 治

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日 企業会計審議会）に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制として、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が最終的な責任を負う。

不正リスクへの対応：不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者となります。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人及び社員及び職員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会が制定した「倫理規則」第 2 条（基本原則の遵守）に定める以下の原則を遵守し業務を遂行しております。

基本原則 1. 誠実性の原則

基本原則 2. 公正の原則

基本原則 3. 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則

基本原則 4. 守秘義務の原則

基本原則 5. 職業的専門家としての行動の原則

(2) 独立性

当法人は、当法人及び社員・監査業務に従事する全ての職員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人では、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め実施しております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 監査業務等の新規契約の受任

当法人では、監査契約の受任に先立ち、企業と当法人に利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢（特に誠実性）やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討するよう契約の新規締結についての方針及び手続を定めております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結の判断に関する方針及び手続に関し、不正リスクを考慮して監査契約の締結に伴うリスクを評価するとともに、リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。また監査責任者は、監査契約の新規の締結に当たり、これらの手続が適切に行われていることを確かめることと致しました。

(2) 監査業務等の契約継続の方針

監査業務等の契約の継続については、担当業務執行社員からの報告を基礎として審査担当者の承認を要することとしております。

対応しがたいリスクが職別された場合には、監査業務等の契約の継続はしないことについて、方針及び手続を定めております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の更新の判断に関する方針及び手続に関し、不正リスクを考慮して監査契約の更新に伴うリスクを評価するとともに、リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。また監査責任者は、監査契約の更新に当たり、これらの手続が適切に行われていることを確かめることと致しました。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 専門要員を採用する場合には、採用予定者から履歴書等を入手して、社員会、必要に応じて、その他の専門要員も参加して、採用予定者と面接を行い、監査に関する知識があり、かつ、品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用しております。

(2) 専門要員の教育・訓練に関しては、人材が最も重要な経営資源にあるとの基本認識に立ち、研修内容の充実に努めております。日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPE）に関しましても、その履修状況を定期的に報告させその徹底管理を行っております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することと致しました。

(3) 専門要員の評価については、各事務所の責任者が評価を行った上で昇格・昇給等を行っております。監査チームメンバーの選任については、業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験を考慮し選任しております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮する事があると致しました。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証業務実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を閲覧する責任を負うことと致しました。また、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達することと致しました。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保すること
- ③ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること
- ④ 専門的な見解の問合せの内容、得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討するとともに、監査責任者はこれらの手続を適切に実施する責任を負うことと致しました。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に

関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため審査の方針及び手続を定めております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を行った結果、疑義があると判断した場合にはリスク評価やリスク対応手続が妥当であるか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討する事としました。さらに審査担当者適格性を考慮して、必要に応じて追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしました。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めております。

その要約は、業務執行社員と審査担当者との見解、判断の相違については、法人内外の専門的知識及び経験を有する者との協議を行い、専門的見解を十分に分析検討し、最終的には社員会の判断（決議）によっておりますが、判断の相違が合理的に解決しない限り、独立監査人の監査報告書は発行いたしません。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

- ① 監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から68日以内と決めております。
- ② 監査調書の管理に関しては、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保しうよう努めております。
- ③ 監査調書の保存及び廃棄に関しては、保存期間は10年間とし、保存年限が到来した監査調書は、被監査会社のリスク等を勘案の上、業務執行社員、品質管理担当責任者の承認を得て、廃棄するか、保存年限を延長するかを決定しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。

① 日常的監視

当法人は、日常的監視に以下の事項の検討を含めております。

- A) 新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当法人が定める品質管理のシステムへの反映の状況
- B) 独立性の保持のための方針及び手続への遵守についての確認書
- C) 訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況

- D) 契約の新規の締結及び更新状況
- E) 実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定（教育・訓練に関する方針及び手続への反映を含む。）状況
- F) 品質管理のシステムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する当法人内の適切な専門要員への伝達状況
- G) 品質管理の方針及び手続に必要な修正を速やかに行うための当法人内の適切な専門要員によるフォローアップ状況

② 定期的検証

当法人は、定期的な検証を、循環的に実施しております。検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしました。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当者は、日常的監視及び定期的監視によって発見された不備の影響を評価し、改善を要する事項を検討し、適切な措置の方針と手続を定めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めるとともに、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報の検討状況を品質管理担当責任者に報告する事としました。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、上記3.「契約の新規の締結及び更新」に記載した事項に留意するとともに、監査基準委員会報告900「監査人の交代」に準拠して、監査事務所間の引継を行っております。

不正リスクへの対応：不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告する事と致しました。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、現在共同監査を行っている監査業務はありませんが、共同監査を行う場合は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するため、他の監査人の品質管理システムを検討し、監査契約の新規締結及び更新の際、共同監査の協定書を作成し、各監査人相互間の監査業務の分担、相互間で取り交す書類及び審査に関する事項等を明確にしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当法人は、設立後合併等の組織再編を行ったことはありませんが、組織再編を行った場合は、合併等後の社員会において速やかに、品質管理システムの方針及び手続を決定いたします。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。